

日本医療研究開発機構分科会について

平成 27 年 1 月 30 日
独立行政法人
日本医療研究開発機構担当室

1. 独立行政法人日本医療研究開発機構について

- 独立行政法人日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）^(※)は、独立行政法人日本医療研究開発機構法（平成 26 年法律第 49 号）に基づき、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進等を図るため、医療分野研究開発推進計画に基づき、研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備の実施・助成等の業務を行うことを目的とし、平成 27 年 4 月 1 日に設立する予定としている。

【参考】機構の業務内容

- ① 医療分野の研究開発及び環境整備
- ② ①の業務に係る成果の普及・活用の促進
- ③ 医療分野の研究開発及び環境整備に対する助成
- ④ ①～③の業務に附帯する業務

※「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（平成 26 年法律第 67 号）により、平成 27 年 4 月 1 日施行で、法人の名称が「独立行政法人日本医療研究開発機構」から「国立研究開発法人日本医療研究開発機構」と変更される。

2. 日本医療研究開発機構分科会の設置について

- 機構は、平成 27 年 4 月 1 日に設立されることから、主務大臣^(※¹)は、中長期目標を、平成 26 年度内に策定することになる。
- このため、新独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）^{※²}に基づき、手続を進めることとなる。
同法では、主務大臣が中長期目標を定めるに当たっては、あらかじめ、「研究開発に関する審議会」及び総務省に置かれる独立行政法人評価制度委員会の意見を聴くこととされているが、準備行為として平成 26 年度中に中長期目標を策定する場合、同法の規定により、「研究開発に関する審議会」は「内閣府独立行政法人評価委員会」と、「独立行政法人評価制度委員会」は「総務省政策評価・独立行政法人評価委員会」と読み替えるものと

されている。

※1：内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣

※2：独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）による改正後の独立行政法人通則法

- 平成26年度中に策定する機構の中長期目標を審議するため、平成26年7月16日に内閣府独立行政法人評価委員会令（平成12年政令第317号）を改正し、内閣府独立行政法人評価委員会に日本医療研究開発機構分科会を設置したところ。同分科会の構成については、別紙のとおりである。

内閣府独立行政法人評価委員会日本医療研究開発機構分科会

委員名簿

薄井 紀子 東京慈恵会医科大学教授

加藤 益弘 東京大学トランスレーショナル・リサーチ・イニシアティブ 特任教授

桐野 高明 独立行政法人国立病院機構理事長

高井 まどか 東京大学大学院工学系研究科教授

田辺 国昭 東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授